

国民医療を守るための国民運動

— 活動概要 —

1. 目的

- (1) 経済だけを優先する国家戦略特区等における医療への過度な規制緩和により、国民が所得によって受けられる医療に格差が生じないように、
 - ① 公的な医療給付範囲を将来にわたり維持すること
 - ② 混合診療を全面解禁しないこと
 - ③ 営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないことの3つの条件が守られた国民皆保険の恒久的堅持を、国民とともに政府へ訴えていく。
- (2) 地域医療の担い手である医療機関の多くを経営破綻へと導く、医療に関する消費税問題の抜本的解決を、国民とともに政府へ求めていく。
- (3) 国民に必要なかつ十分な医療を提供することは医療機関の責務であり、そのために必要な医療財源の確保を、国民とともに政府へ求めていく。

2. 運動期間

平成 25 年 10 月 23 日（第 9 回国民医療推進協議会総会）～平成 25 年 12 月下旬

3. 具体的活動

- (1) 国民集会「国民医療を守るための総決起大会」を開催・決議採択
開催日時：平成 25 年 12 月 6 日（金）
午後 2 時 00 分～3 時 00 分
会 場：日比谷公会堂
主 催：国民医療推進協議会
- (2) 都道府県医療推進協議会に対し、下記を依頼
 - ① 都道府県医療推進協議会主催の地域集会の開催・決議採択
 - ② 地方議会会期中の都道府県においては、地方議員・議会に対し、地方自治法第 99 条に則った意見書を国会等に提出するよう要望
 - ③ 国民集会への参加協力依頼
- (3) 全国各地からの決議文並びに国民集会の決議文をもって、政府関係各方面へ上申する。